

資金収支計算書

平成25年4月 1日から

平成26年3月31日まで

学校法人 新歯会東洋医療学園

(単位:円)

収入の部	
科 目	金額
学生生徒納付金収入	〔 2,189,998,118 〕
手数料収入	〔 9,807,700 〕
資産運用収入	〔 4,068,754 〕
寄付金収入	〔 946,720,364 〕
事業収入	〔 2,109,147 〕
雑収入	〔 18,689,639 〕
前受金収入	〔 1,519,532,508 〕
その他の収入	〔 759,047,952 〕
資金収入調整勘定	〔 △ 1,719,615,153 〕
前年度繰越支払資金	〔 3,180,283,399 〕
収入の部合計	〔 6,910,642,428 〕
支出の部	
科 目	金額
人件費支出	〔 779,609,108 〕
教育研究経費支出	〔 335,251,628 〕
管理経費支出	〔 327,163,854 〕
借入金等返済・利息支出	〔 47,996,302 〕
施設・設備関係支出	〔 41,404,146 〕
資産運用支出	〔 504,873,600 〕
その他の支出	〔 740,975,444 〕
資金支出調整勘定	〔 △ 163,532,099 〕
次年度繰越支払資金	〔 4,296,900,445 〕
支出の部合計	〔 6,910,642,428 〕

消費収支計算書

平成25年4月 1日から

平成26年3月31日まで

学校法人 新歯会東洋医療学園

(単位:円)

消費収入の部	
科 目	期末残高
学生生徒納付金	[2,189,998,118]
手数料	[9,807,700]
寄付金収入	[1,200,798,779]
資産運用収入	[4,068,754]
事業収入	[2,109,147]
雑収入	[18,793,379]
帰属収入合計	3,425,575,877
基本金組入額合計	△ 696,482,968
消費収入の部合計	[2,729,092,909]
消費支出の部	
人件費	[819,527,199]
教育研究経費	[443,170,300]
管理経費	[334,345,108]
借入金等利息	[2,780,302]
その他の経費	[4,146,913]
寄付金	[185,959,248]
消費支出の部合計	[1,789,929,070]
当年度繰越消費収入超過額	939,163,839
前年度繰越消費収入超過額	2,849,540,189
翌年度繰越消費収入超過額	3,788,704,028

財 産 目 録

平成26年3月31日現在

学校法人 新歯会東洋医療学園

(単位:円)

科目	
I 資産額	9,020,962,898
1 基本財産	2,478,277,191
2 運用財産	6,542,685,707
現金預金	4,296,900,445
その他の運用財産	2,245,785,262
II 負債額	2,348,286,826
1 固定負債	277,375,709
2 流動負債	2,070,911,117
前受金	1,519,532,508
その他の流動負債	551,378,609
III 正味財産	6,672,676,072

貸借対照表

平成26年3月31日現在

学校法人 新歯会東洋医療学園

(単位:円)

資産の部	
科 目	期末残高
固定資産	〔 4,458,767,726 〕
有形固定資産	3,674,056,369
その他の固定資産	784,711,357
流動資産	〔 4,562,195,172 〕
資産の部合計	〔 9,020,962,898 〕
負債の部	
科 目	期末残高
固定負債	〔 277,375,709 〕
流動負債	〔 2,070,911,117 〕
負債の部合計	〔 2,348,286,826 〕
基本金の部	
科 目	期末残高
基本金	2,883,972,044
基本金の部合計	〔 2,883,972,044 〕
消費収支差額の部	
科 目	期末残高
翌年度繰越消費収入超過額	3,788,704,028
消費収支差額の部合計	〔 3,788,704,028 〕
負債・基本金及び消費収支差額の部合計	〔 9,020,962,898 〕

監査報告書

平成26年 5月19日

学校法人 新歯会東洋医療学園
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人 新歯会東洋医療学園

監 事 斎藤 満知子
監 事 竹本 雅信

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人新歯会東洋医療学園寄附行為第7条の規定に基づき、学校法人新歯会東洋医療学園の平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

(1) 監査の概要

監査は、一般に公正妥当と認められる監査の基準及び監査業務要領に準拠して実施しました。

(2) 監査意見

監査の結果、学校法人の業務は適正に決定、執行されており、学校法人の決算書類（収支計算書、貸借対照表並びに財産目録）は、正確妥当であり、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上